

都立学校施設開放事業の実施について

本校の施設開放事業について御案内します。登録を希望される団体は下記「都立学校開放施設の使用に関する条件」及び別紙「施設使用に関する決まり」を確認の上、受付期間内に書類を提出してください。

記

1 都立学校開放施設の使用に関する条件

(1) 団体登録要件

下記の2つの要件を満たすものとします。

(ア) 下表の団体区分及び定義に該当する団体であること。

(イ) 別紙「施設使用に関する決まり」を遵守できる団体であること。

スポーツ団体等の区分

団体区分	対象	人数	要件等
地域スポーツクラブ	主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された営利を目的とせず、組織的・計画的な活動を行う団体（指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体）	10名以上	区市町村に登録している「地域スポーツクラブ」の活動として利用する団体
地域青少年スポーツ団体			開放校が所在する区市町村に在住・在勤・在学する者で構成された団体（学校により隣接区市町村を地域としている場合があります。詳しくは当該校に御確認ください。）
地域スポーツ団体			青少年の健全育成を目的とし、児童・生徒・高校生相当の18歳までの者を主な構成員とする団体
一般スポーツ団体			上記以外
障害者団体		上記以外	5名以上（支援者等を含む）

学習文化団体の区分

団体区分	対象	人数・要件等
学習文化団体	主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された営利を目的とせず、組織的・計画的な活動を行う団体（指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体）	5名以上

(2) 開放施設及び利用できる主な競技

- (ア) 体育館 約408㎡ (24m×17m)
バドミントン、バスケットボール、ダンス等
※公式戦が可能な広さはありません。
- (イ) グラウンド 約2777㎡
野球、サッカー、グラウンドゴルフ等
※試合が可能な広さや照明、ゴールポスト等の設備はありません。

(3) 使用許可期間

4月1日から3月31日までの土曜日、日曜日、祝日
ただし、下記の期間は使用できません。

- (ア) 学校行事のある日 (体育祭、文化祭、部活動など)
 - (イ) 年末年始及び学校閉庁日
 - (ウ) 4月及び3月全期間 (3月は体育館のみ)
- ※詳細な使用可能日は、団体登録が完了した時点でお知らせします。

(4) 使用時間帯

- (ア) 体育館
 - ①午前9時30分から午前12時30分まで
 - ②午後1時30分から午後4時30分まで
 - ③午後5時30分から午後8時30分まで
 - (イ) グラウンド
 - ①午前 (午前9時から午前12時まで)
 - ②午後 (午後1時から午後4時まで)
- ※いずれの施設・時間帯も準備及び片付けの時間を含みます。

(5) 施設使用料

- (ア) 体育館
 - ①基本使用料 (照明代) 1コマ (3時間) につき400円
 - ②空調設備使用料 1コマ (3時間) につき400円

※空調を使用できる期間は、原則7月～9月及び12月～3月です。
空調設備使用料は空調使用の希望があった場合にお支払いいただきます。
- (イ) グラウンド
無料

2 団体登録申請方法について

(1) 団体登録受付期間

2月下旬～3月中旬頃 (具体的な時期については担当へお問い合わせください)

(2) 申請書類 (ホームページからダウンロードできます。)

- ①都立学校施設使用団体登録申請書
- ②登録団体構成表

(3) 申請方法

上記申請書類を受付期間内に郵送又は学校窓口に直接持参

3 団体登録及び使用申込について

- (1) 提出された申請書類を審査の上、登録が認められた団体には、「都立学校施設使用団体登録証」(以下「登録証」といいます。)を交付します。
- (2) 登録証を交付された団体は、以下の書類を学校に提出します。
 - ①管理指導員承諾書
 - ②都立学校開放施設使用申込書※管理指導員とは、使用施設の開錠・施錠や安全確保、管理指導日誌の記録などに従事していただく方です。
- (3) 各団体から提出された都立学校開放施設使用申込書に基づき、使用日を調整します。希望日が重なった場合は、障害者団体を優先します。
- (4) 使用日決定後、都立学校開放施設使用承認書を交付します。
- (5) 学校行事等が最優先となるため、使用許可後に学校運営上、体育館・グラウンドを使用する必要が生じた場合、許可を取り消させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4 提出・問合せ先

〒188-0012

西東京市南町5-15-5

東京都立田無特別支援学校

経営企画室 施設開放事業担当

電話 042(463)6262

ファクシ 042(463)6139